

## 農薬取締法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 農薬の製造又は輸入に係る登録制度の見直し

農薬を製造し若しくは加工する者又は農薬を輸入する者は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）等を除き、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととすること。  
（第二条第一項関係）

### 第二 農薬の販売に係る届出制度の見直し

- 一 農薬を販売する者は、氏名及び住所等を都道府県知事に届け出なければならないこととすること。  
（第八条第一項関係）
- 二 農薬を販売する者は、登録番号等の真実な表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこととすること。  
（第九条第一項関係）

### 第三 農薬の輸入の媒介を行う者に対する虚偽宣伝等の禁止

農薬の輸入の媒介を行う者は、農薬の有効成分の含有量若しくは効果に関して虚偽の宣伝をし、又は

登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならないこととする。

(第十条の二第一項関係)

#### 第四 農薬の使用の禁止等

一 何人も、登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬を使用してはならないこととする。

(第十一条関係)

二 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の使用時期及び使用方法その他の事項について農薬使用者が遵守すべき基準を定めなければならないこととする。

(第十二条第一項関係)

三 農薬使用者は、二の基準に違反して農薬を使用してはならないこととする。

(第十二条第三項関係)

#### 第五 罰則の強化

農薬の製造、輸入又は販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化するとともに、その他の罰則規

定について、併せて見直すこととする。

(第十七条から第十九条まで関係)

## 第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、農薬の登録、特定農薬の指定等に係る経過措置の規定は、公布の日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過規定を整備すること。

(附則第二条から第八条まで関係)